

# 令和6年度動画を活用した奥大和プロモーション業務 委託仕様書

## 1. 業務名

令和6年度動画を活用した奥大和プロモーション業務委託

## 2. 事業目的

当県では、奈良県の南部・東部に位置する地域を「奥大和」（別紙1）とブランディングし、観光振興や移住・定住の促進に取り組んでいるところである。

本業務は、豊かな自然や文化遺産等の観光資源、食や伝統産業等の奥大和が有する様々な魅力を PR するための映像を制作・配信することで、奥大和のブランド力の強化を促進し、奥大和の更なる認知度向上や誘客促進を図る。

## 3. 委託期間

契約締結の日から令和7年3月14日まで

## 4. 業務内容

### (1) プロモーション動画の制作

- ・ 本業務の目的を達成するため、観光客の潜在ニーズを捉え、奥大和の様々な観光資源（自然・歴史・文化・食・産業等）の魅力を、最も効果的な撮影技法を用いて表現した動画を以下のとおり制作すること。
  - ① インバウンド向けの映像制作
    - (ア)映像の内容
      - ・ 欧米豪市場を中心に存在する、日本や奈良を旅行先候補として意識しているが、奥大和のことは旅行先として認知・意識していない層を対象に、「奥大和とはどういう地域か」というイメージを想起させ、奥大和の認知度向上及びブランディングの促進を図るため、奥大和の空気感を感じることができるよう没入感のあるプロモーション動画を制作すること。
      - ・ 奥大和の豊かな自然や伝統文化、歴史的建造物、食やアウトドアアクティビティ等、様々な観光資源をターゲットの趣向に合わせてバランス良く取り入れること。
      - ・ モデルが必要な場合は、ターゲットの属性に合わせてモデルを選定すること。
      - ・ 動画の用途は YouTube での配信の他、SNS での活用、奈良県や市町村が開催するイベントでの上映、海外の旅行博での上映等を想定。

(イ)映像の規格

- ・ フルHD以上の解像度の動画を制作すること。
- ・ 動画は5分以内のフルバージョンを1本、30秒程度のショートバージョン（YouTube広告やSNS広告で使用）を横バージョン、縦バージョンでそれぞれ1本以上制作すること。
- ・ 字幕やナレーションが必要な場合の言語は英語とすること。ただし、字幕及びナレーションは必須ではない。

② 国内向けの映像制作

(ア)映像の内容

- ・ 奥大和地域の位置や漠然としたイメージは湧くが、旅先としてどういった楽しみ方ができるのかといった具体的なイメージを想起することができない国内の層に対して、「奥大和での過ごし方」や「奥大和での楽しみ方」のイメージを想起させ、奥大和への訪問意欲を向上させるようなプロモーション動画を制作すること。
- ・ 奥大和の様々な観光資源（自然・歴史・文化・食・産業等）から、テーマを1つ以上設定し、テーマ毎にターゲットを定め動画を制作すること。

例)

- i. 伝統文化や歴史的遺跡・建築等：50代～70代の知的好奇心豊かな層
  - ii. 豊かな自然やアウトドアアクティビティ：20代～40代の男女やファミリー層等のアクティブな層
  - iii. 温泉や森林セラピー等のリラクゼーション：都市部に拠点を持つ30代～40代女性
- ・ モデルが必要な場合は、ターゲットの属性に合わせてモデルを選定すること。
  - ・ 動画の用途はYouTubeでの配信の他、SNSでの活用、奈良県や市町村が開催するイベントでの上映等を想定。

(イ)映像の規格

- ・ フルHD以上の解像度の動画を制作すること。
- ・ 動画は、テーマ毎に5分以内のフルバージョンを1本、30秒程度のショートバージョン（YouTube広告やSNS広告で使用）を横バージョン、縦バージョンでそれぞれ1本以上制作すること。
- ・ 字幕やナレーションが必要な場合の言語は日本語とすること。ただし、字幕及びナレーションは必須ではない。

③ その他制作条件等（①及び②共通）

- ・ 映像の制作にあたっては、事前に絵コンテ等を用いて、構成イメージ等

を県と協議のうえ決定してから業務にあたること。

- ・ 本業務に使用する映像は、原則新たに撮影を行うこと。ただし過去素材を補充的に使用することも可とする。
- ・ 受託者において、現地の撮影許可の申請、取材及び撮影を行うこと。また、撮影に際して費用が発生する場合は、受託者が負担する。
- ・ 映像の表現力を向上させ、より没入感のある作品とするため、効果的な音楽や効果音の挿入を行うこと。
- ・ BGM 等の音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用し、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、費用の支払いも含めた一切の手続き等を受託者の負担により行うこと。
- ・ 出演者は必須ではないが、出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理や、出演料の支払い等の手続きは受託者にて行うこと。

## **(2) YouTube 等を活用したプロモーション、効果検証**

- ・ 上記（1）で制作した動画を委託者の YouTube アカウントにて配信すること。
- ・ YouTube アカウントで公開するにあたり、必要なタイトル、サムネイル画像、概要説明及びタイムライン等を設定すること。
- ・ 配信動画をより多くの視聴者へ届けるため、YouTube 広告等の広告を実施すること。
- ・ 広報管理費及び広告管理費にかかる費用は全体予算の10%以上とすることとし、効率的かつ効果的な手法により計画性を持って広告配信を行うこと。
- ・ 再生回数等について目標数値を設定し、その目標数値に結びつく話題性・拡散性に繋がるプロモーション手法を提案・実施すること。
- ・ 動画配信状況等、効果検証のための分析を行い、動画再生回数、視聴者の属性等を報告するとともに、効果的な企画を提案すること。

## **(3) 報告書及び成果物の提出**

- ・ 本業務終了後、履行期限までに下記記載事項を盛り込んだ事業実績にかかる報告書を提出すること。それに加え、制作した動画等のデータを次のとおり県に納品すること。

### **① 報告書記載事項**

- ・ 事業実施内容（動画制作及び広報について）
- ・ 動画再生回数、視聴者の属性等効果検証の結果
- ・ その他県が指示したもの

- ② 成果物の納品
  - ・ データー式 (MP4 形式)  
※サムネイル画像含む
  - ・ プレイヤーによる再生用 DVD2 枚

## 5. 執行体制

受託者は、主担当者、副担当者を明確にし、業務内容を常に複数の者が把握し、県からの問い合わせについて常に対処可能な体制を取ること。

## 6. 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 成果物の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)は、県に無償で譲渡するものとする。ただし、映像作品に含まれる第三者の著作物の著作権については、当該第三者に留保する。
- (2) 県は、著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、県の事業において改変の必要があれば協議のうえ、決定する。
- (3) 受託者は、県の事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。
- (4) 受託者は、映像作品に関わる著作権、著作隣接権その他一切の権利に関して、仕様書に定める使用範囲での使用に支障のないよう、必要な権利処理を受託者の責任と費用負担で行う。
- (5) 県は、映像作品を仕様書に定める使用範囲、数量等を超えて使用、複製または改編することを希望する場合には、権利処理等を含め乙と別途協議するものとする。

## 7. 留意事項

### (1) 一括再委託の禁止

- ① 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- ② ただし、本業務を効率的に遂行するにあたり、必要と思われる業務の一部（主たる部分を除く）を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ本県に申請の上、承認を得なければならない。
- ③ 受託者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の行為について全ての責任を負うこととする。

### (2) その他

- ① 本業務を円滑に遂行するため、定期的に県と打ち合わせを実施し、本業務の進捗状況を適宜県に報告する等、県との連絡調整を十分に図ること。また、県との打ち合わせの際には、その内容を議事録に記録し、打ち合わせ終了後速やかに県に提出すること。

- ② 受託者は、奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号）に基づき、別紙2を遵守すること。
- ③ 本業務を遂行するにあたり、個人情報扱う際には、別紙3「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- ④ 本業務を遂行するにあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に別紙4「情報セキュリティにかかる特記事項」について留意すること。
- ⑤ 本事業の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。
- ⑥ 本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、県と協議のうえ対処するものとする。

## 奥大和地域（奈良県南部・東部 19 市町村）



南部地域 五條市、吉野郡（吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村）、御所市、高市郡（高取町、明日香村）

東部地域 宇陀市、山辺郡（山添村）、宇陀郡（曽爾村、御杖村）

## 公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。

イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

## 個人情報取扱特記事項

## (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

## (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

## (収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

## (目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

## (特定個人情報等の持ち出しの禁止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た特定個人情報等を事業所内から持ち出してはならない。

## (漏えい、滅失及びき損の防止)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## (従事者の監督及び教育)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行うとともに、関係法令、内部規程等についての教育を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。



(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託における条件)

第9 乙は、甲の許諾を得た場合に限り、この契約による事務の全部又は一部を第三者に再委託をすることができる。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(特定個人情報等を取り扱う従業者の明確化)

第11 乙は、その従業者に特定個人情報等を取り扱わせるに当たっては、必要最小限の従業者に限るとともに、特定個人情報等を取り扱う従業者及びその取り扱う特定個人情報の範囲を明確にするものとする。

(取扱状況等についての指示等)

第12 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況及びこの契約の遵守状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は実地の調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、個人情報の漏えい等その他のこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、必要な調査、再発防止のための措置等について甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

注1 「甲」は「奈良県」を、「乙」は「受託者」をいう。

## 情報セキュリティに係る特記事項

業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること。

## 記

(情報へのアクセス範囲等)

第1 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること(どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること)

(再委託先の情報セキュリティ)

第2 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていることを明示すること

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第3 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと

(電子メール利用時の遵守事項)

第4 インターネットメール送信時には、特に以下の点に留意すること

- ・送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること
- ・外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること
- ・機微な情報を送信するときは暗号化すること

(郵便等利用時の遵守事項)

第5 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第6 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること

2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用するOSやソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと

(情報の持ち出し管理)

第7 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること

(契約満了時のデータ消去)

第8 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること

(準拠法・裁判管轄)

第 9 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること

(契約満了時のアカウント削除)

第 10 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること

(サービスの設定)

第 11 発注者または受注者が公開設定のあるサービスを利用する場合、適切に設定されているか確認すること